

## ■1月26日 第7回裁判報告

傍聴者は原告と支援の方合わせて27名で、傍聴席だけでは座りきれず原告側の席にも前回と同様6名が座りました。会社側からは、やはり今回も人事部などから誰も出席せず、弁護士3名のみの出廷となりました。前回、会社側は日本支社の経営が悪化していた根拠として、正社員の人件費に関する項目以外殆ど黒塗りの決算書および、税務申告と異なる独自の会計分析システム（SCORPIO）に基づき作成した、アウトバウンド・インバウンド両方の収益とコストが含まれる営業利益推移グラフを提出しました。しかし、これらは算出方法など不明な点が多いため組合側は今回、会社側に詳細を書面にて提出することを要求しました。

会社側の説明によると殆どの項目が黒塗りの決算書は、総勘定元帳に記載されたデータに基づいて作成される「UCCレポート」の一部であり、税務申告に用いる数値の基礎となるデータである。これに対しSCORPIOは税務申告と異なりインバウンド、アウトバウンドを問わずパッケージ毎の収益性を分析することに主眼を置いた分析ツールであり、SCORPIOにおける日本のインバウンド、アウトバウンドの経費には、日本国内で発生した経費だけではなく国外で発生した経費が一定割合含まれる。この具体的な経費の比率は会社の機密事項に該当するため明らかに出来ないが、通常の会計手法に基づいた「UCCレポート」からも業績の落ち込みは明らかであると苦しい説明をしました。

しかし、その「UCCレポート」も黒塗りだらけで具体的な項目の経費がまったく明らかにしておらず、とても信用のおける資料とは言えません。会社が就業規則を社員に不利益となる条件に切り下げる（不利益変更）ためには、就業規則を変更しなければ会社の経営が成り立たない等といった合理的な必要性を社員に説明しなければなりません。これらの資料だけでは社員の休日を4日も削減しなければならない危機的な経営状態であることを証明するには、不十分と言わざるを得ません。

今後、組合側は会社に対して経営状態についてさらに強く追求し、団体交渉の経過においても誠実な説明がされていなかったこと等も主張してゆくことになります。

**次回裁判の期日は3月2日午前10:00** からと決定しました。今回もたくさんの方々に傍聴していただき、ありがとうございました。次回も原告席が埋まるよう大勢の参加をよろしくお願いします。

## ■職場オルグ開催日程

**成田オルグ**      2月14日      ① 14:00～15:00

(1F 運航課横 会議室にて)      ② 15:00～16:00

**関空オルグ**      2月16日      ① 14:30～15:30

② 15:30～16:30

こちらも組合員の皆様たくさん参加をお願い致します。

## 今後の日程

臨時代議員総会	3月 1日	13:30～	成田勤労会館
第8回不利益変更撤回裁判	3月 2日	10:00～	東京地裁民事603号法廷